

第12章 食品衛生・狂犬病予防

1 食品衛生関係

最近の食品偽装表示問題や中国製冷凍食品が原因と思われる健康被害の発生などを受け、食品の安全性や食品表示に関して消費者の不安感が高まっている。このために、岐阜県食品安全基本条例の規定に基づき策定された「岐阜県食品安全行動基本計画」のもと、食品の安全・安心対策を着実に推進し、食品の安全性の確保と県民の食品に対する安心感の向上を図った。

具体的には、輸入加工食品の残留農薬、抗生物質等の食品中の残留物質検査、食品添加物、アレルギー物質及び遺伝子組み換え食品等の検査を実施するとともに、広域流通する食品の製造施設を中心に施設の立入検査を実施し、適切な指導を行った。

また、食中毒防止を目的とした衛生教育を、各食品衛生責任者、集団給食施設従事者などを対象に実施した。

2 狂犬病予防関係

近年、少子高齢化及び核家族化の進む中、動物を家族の一員として生活する飼い主が増えている。その一方で、一部の飼い主のモラルや動物愛護意識の欠如により、生活環境の悪化、動物の遺棄や虐待などの問題が後を絶たない。

そこで、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等が、一体となって様々な問題や課題に取り組み、今後一層の動物の愛護と適正飼養の推進を図っていくため、平成20年度に「岐阜県動物愛護管理推進計画」が策定された。

この計画に基づき、動物取扱業者に対する指導、「動物愛護教室」「愛犬のしつけ方教室」などを実施して、地域における動物の愛護と適正飼育について普及啓発を行った。